



信書便事業に係る動向等について

平成30年10月16日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

郵便物の集荷サービス廃止について

- 日本郵便が、平成30年6月末までに郵便物の集荷サービスを取りやめることを顧客に通知。
- 総務省は、問い合わせの増加に伴い、差出人の委託を受けて信書を郵便局に差し出すことは信書の送達にあたらぬことをホームページに掲載。

「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集

(総務省ホームページから抜粋)

2 よくある質問

Q4 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に差し出すことは、信書の送達に該当しますか？

信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。

(参考) 信書に該当する文書の例

分類	信書に該当する場合	類例
書状	差出人から特定の受取人に <u>考えや用件など</u> の内容を伝えるために送付する場合	手紙
請求書の類	差出人から特定の受取人に <u>代金を請求する</u> という内容を伝えるために送付する場合	納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト(診療報酬明細書等)、推薦書、注文書、年金に関する通知書・申告書、確定申告書、給与支払報告書
会議招集通知の類	差出人から特定の受取人に <u>会議への出席を要請する</u> という内容を伝えるために送付する場合	結婚式等の招待状、業務を報告する文書
許可書の類	差出人から特定の受取人に <u>許可する</u> という内容を伝えるために送付する場合	免許証、認定書、表彰状 (※カード形状の資格の認定書等を含む。)
証明書の類	差出人から特定の受取人に、 <u>ある事項が真実であることや間違いがないことの事実</u> を伝えるために送付する場合	印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本、車検証、履歴書、産業廃棄物管理票、保険証券、振込証明書、輸入証明書、健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査等の結果を通知する文書
ダイレクトメール(注)	差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して、 <u>商品の購入等を勧誘する文書</u> を送付する場合	—

個人情報保護法の改正について

(1) 改正個人情報保護法に基づく報告徴収及び立入検査について

○個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)が改正され、平成29年5月30日から、すべての信書便事業者が、個人情報保護法の規制の対象(※)となりました。

※ 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者についても、新たに個人情報保護法の適用対象となりました。

○個人情報保護法第40条第1項の規定による権限に関する事務(個人情報等の取扱いに係る報告徴収及び立入検査)のうち信書便事業に係るものについては、個人情報保護法第44条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から事業所管大臣たる総務大臣に委任されています。

1 総務大臣が実施する報告徴収等の時期等

- 総務大臣に委任された報告徴収及び立入検査(以下「報告徴収等」といいます。)については、信書便法の規定に基づく報告徴収等(自主点検報告、新規事業者検査等)における顧客情報の取扱いに係る調査に併せて行うことを基本としますが、事案に応じて、適宜、実施する場合があります。
- 総務大臣は、報告徴収等を行った場合には、個人情報保護法第44条第2項の規定により、その結果について個人情報保護委員会に報告します。

2 個人データ等漏えい等事案の総務大臣への報告

- 信書便事業分野の個人データ等漏えい等事案の報告先も、個人情報保護委員会から事務の委任を受けている総務大臣となります。
(具体的な報告先等、詳細は2ページ参照)

(2) 信書便事業における個人データ等漏えい等事案の報告について

信書便事業において個人データ等の漏えい等事案が発覚した場合の報告に関する手続等は、以下のとおりです。報告様式は、総務省HP「信書便事業のページ」中の「信書便事業分野における個人情報の保護について」において掲載しています。

1 報告の対象となる個人データ等の漏えい等事案

次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの

- (1) 信書便事業者が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損
- (2) 信書便事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第20条第1号に規定する加工方法等情報)の漏えい
- (3) (1)又は(2)のおそれ

以下のいずれかに該当するものは報告を要しません。

- ・ 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合
- ・ FAX若しくはメールの誤送信、又は信書便物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

※ 従業員の個人データ等、雇用管理に関するものの漏えい等事案の報告先は、個人情報保護委員会となります。

2 報告先

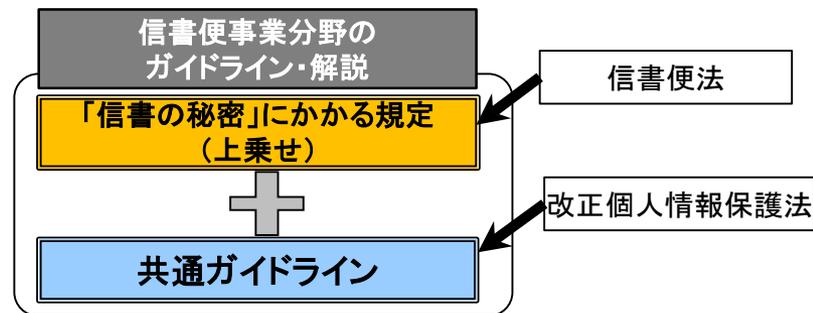
報告元	報告先
一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者	特定信書便事業者を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所
上記以外の特定信書便事業者	総務省(信書便事業課) ※ 総合通信局又は沖縄総合通信事務所を経由することもできます。

(3) 信書便事業分野における個人情報保護ガイドラインの改正

個人情報保護法の改正に伴い、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」とその解説も改正され、5月30日から施行されました。

1 個人情報保護委員会の「共通ガイドライン」との関係

信書便事業分野のガイドラインは、個人情報保護委員会が策定した「個人情報保護に関する法律のガイドライン」に準拠した内容にした上で、改正個人情報保護法と信書便法における「信書の秘密」の保護に関する規定との整合性を確保するために必要な、信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する特例規定を追加しています。



2 ガイドラインにおける信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する主な特例規定

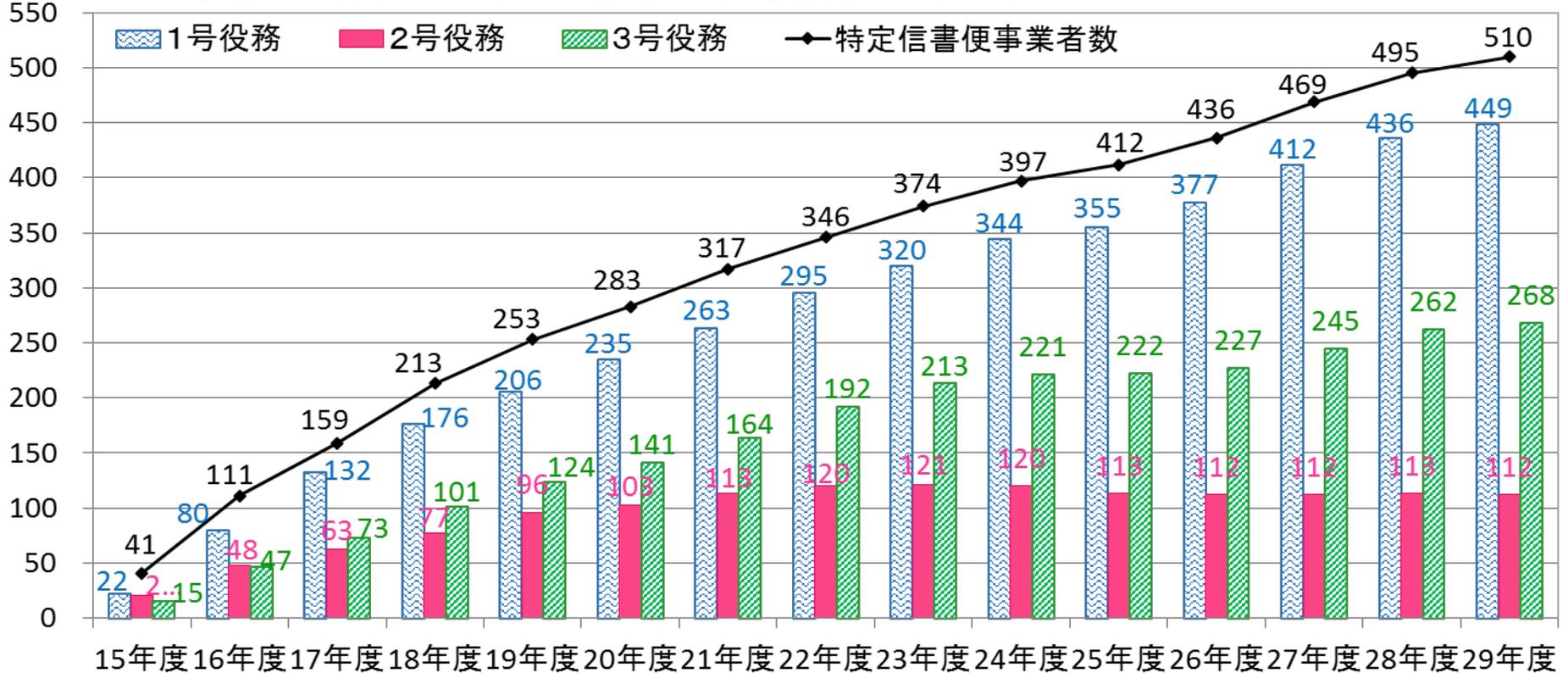
- 信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に個人情報の目的外の利用が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはなりません(第5条第4項)。
- 信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に要配慮個人情報の取得が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはなりません(第6条第3項)。
- 信書便事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る信書便法第5条その他の関連規定を遵守しなければなりません(第13条第10項)。

個人情報保護法全般に関する情報については、個人情報保護委員会HP(<http://www.ppc.go.jp>)、個人情報保護法相談ダイヤル(03-6457-9849)を、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説については、総務省HP(<http://www.soumu.go.jp>)の「信書便事業のページ」をそれぞれご利用ください。

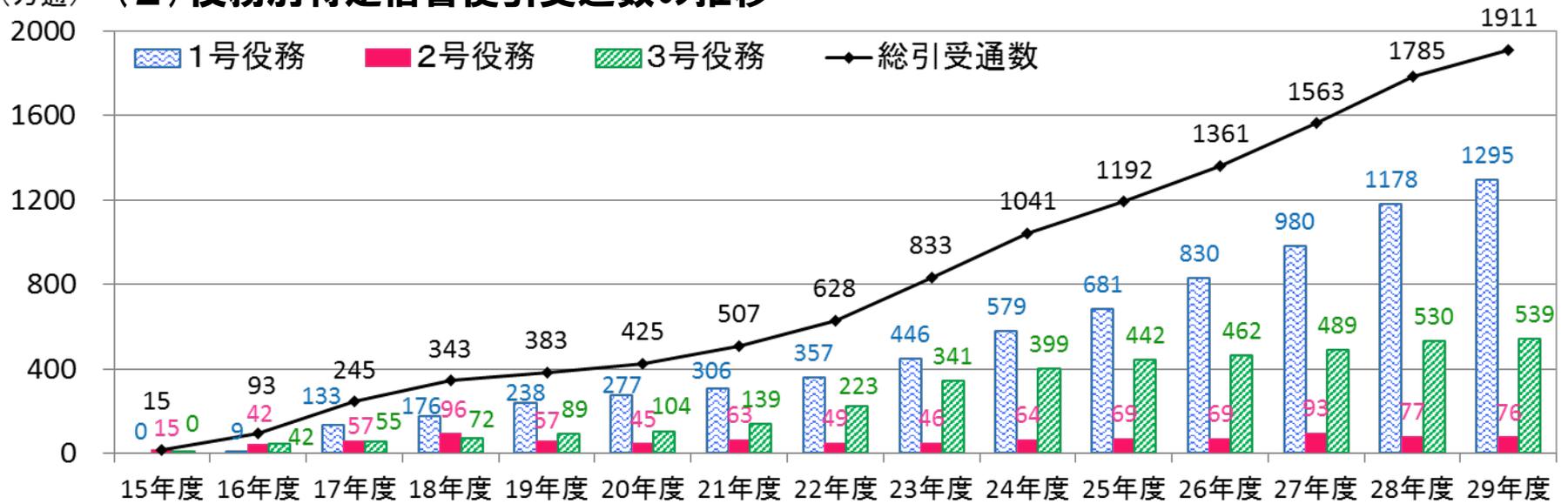
信書便事業の現況

- 特定信書便事業への参入は平成29年度末で510者(平成30年7月末時点で515者)。年平均で34者の増加。
- 平成29年度の引受信書便物は約1,911万通で、対前年度比7.1%(約126万通)の増加。
- 平成29年度の信書便事業の売上高は約180億円で、対前年度比6.5%(約11億円)の増加。

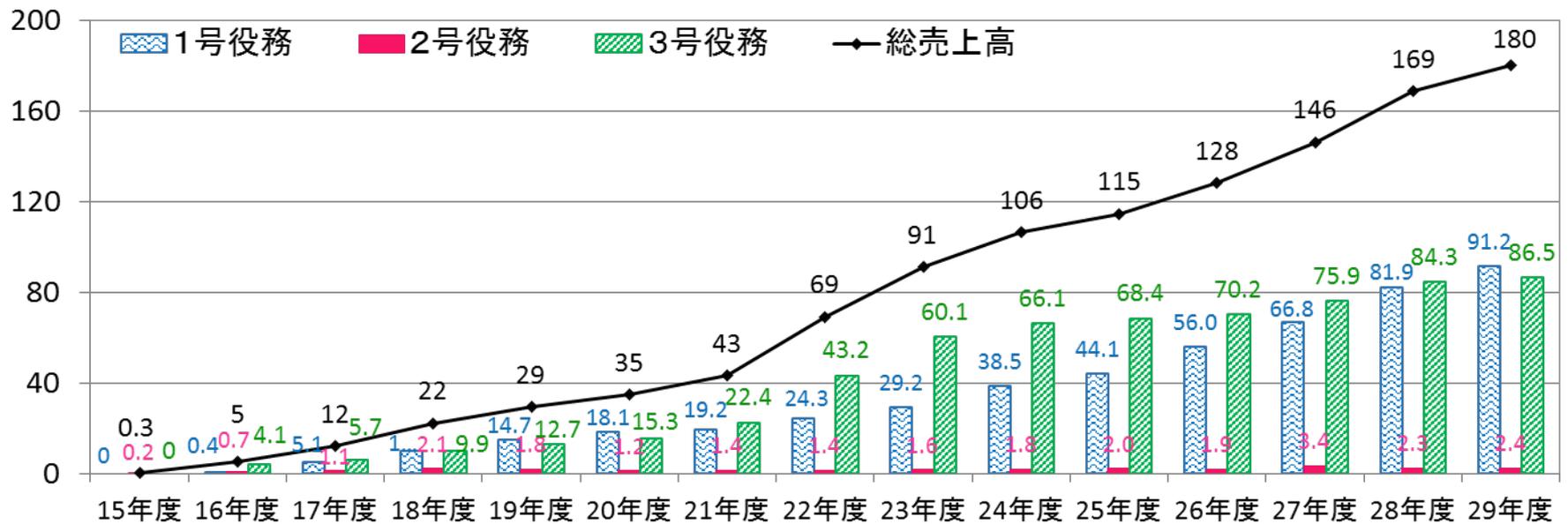
(者) (1) 特定信書便事業の事業者数及び役務別提供者数の推移



(万通) **(2) 役務別特定信書便引受通数の推移**



(億円) **(3) 役務別特定信書便売上高の推移**

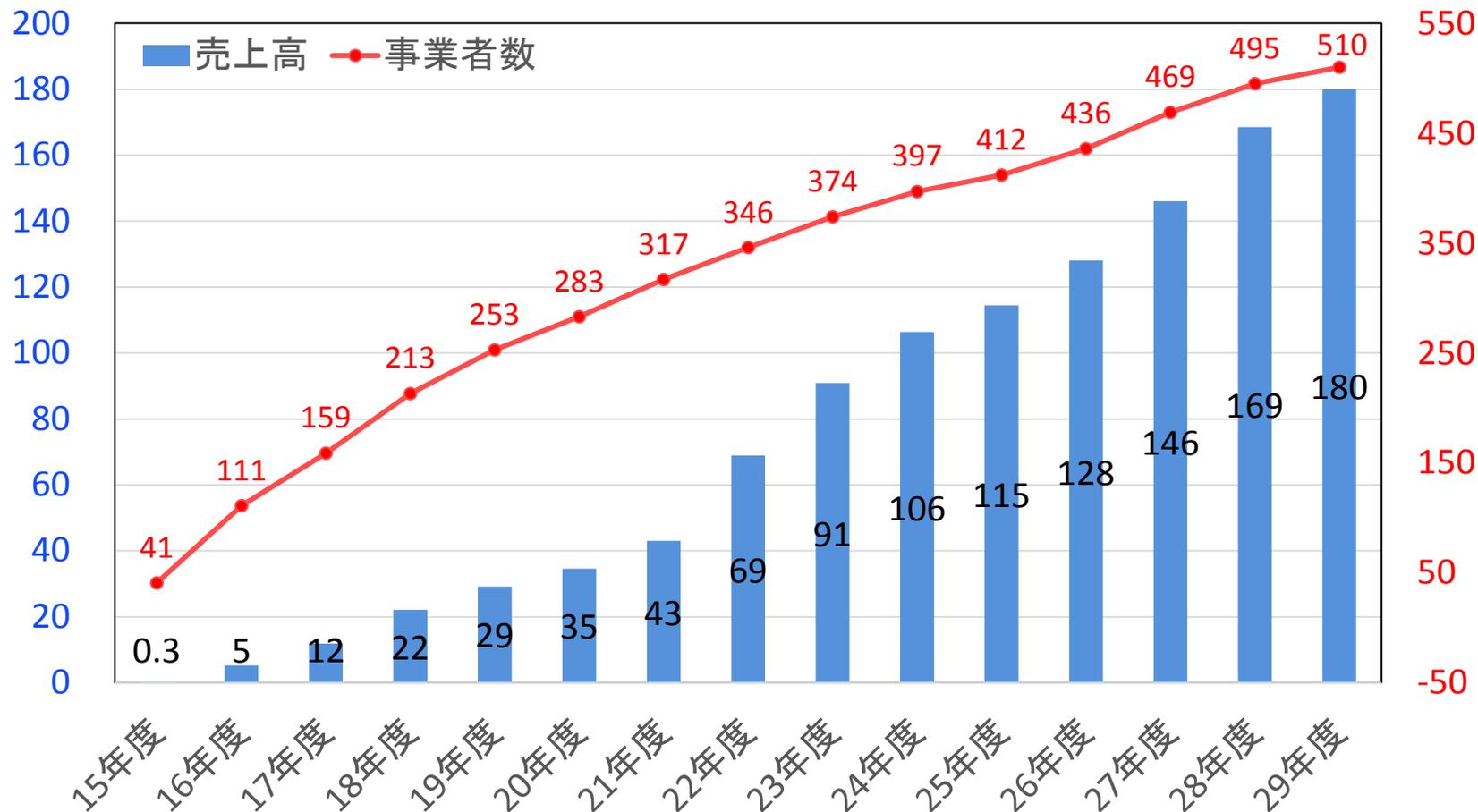


(4) 特定信書便事業への参入者数と売上高の推移

※最近は、参入事業者数の伸びを上回るペースで市場が拡大している。

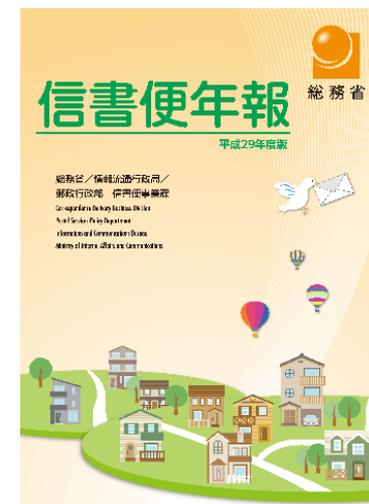
【売上高(億円)】

【事業者数】



信書便制度の周知広報

- 制度説明会
利用者及び事業者向け説明会を全国で実施(P10参照)
- 個別訪問説明
主な訪問先:自治体、病院、学校、経済団体、企業等
- 周知用ポスター
主な掲示先:国、自治体、信書便事業者、郵便局等
- 周知用チラシ
主な配布先:自治体、信書便事業者、郵便局、企業等
- 信書便年報
主な配布先:自治体、図書館、業界団体、企業等
- 総務省ホームページ年報
「信書便事業のページ」(P11参照)



信書便年報(A4版冊子)

平成30年度信書便制度説明会の実施状況(予定を含む)

(平成30年10月12日現在)

主催局等	開催日時	場所・会場
北海道	平成30年9月19日(水) (地震のため中止、再検討中)	北海道総合通信局第一会議室(北海道札幌市)
〃	平成30年度第4四半期	函館市
東北	平成30年7月5日(木)	コラッセ福島 4階 402会議室(福島県福島市)
〃	平成30年7月6日(金)	市民交流プラザ 第3会議室(福島県郡山市)
〃	平成30年11月9日(金)	東北総合通信局 12階会議室(宮城県仙台市)
関東	平成30年10月24日(水)	高崎市労使会館(群馬県高崎市)
信越	平成30年7月26日(木)	まちなかキャンパス長岡(新潟県長岡市)
〃	平成30年12月5日(水)	松本市駅前会館(長野県松本市)
〃	平成30年12月6日(木)	伊那市生涯学習センター(長野県伊那市)
北陸	平成30年10月11日(木)	福井市地域交流プラザ 研修室602(福井県福井市)
〃	平成30年度第3～4四半期	北陸総合通信局会議室(石川県金沢市)
東海	平成30年度第3四半期	東海総合通信局(愛知県名古屋市)
近畿	平成30年11月6日(火)	県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛(和歌山市)
中国	平成30年11月22日(木)	中国総合通信局(広島県広島市)
四国	平成30年11月2日(金)	サンポートホール高松(香川県高松市)
九州	平成30年11月8日(木)	鹿児島市勤労者交流センター 第4会議室(鹿児島県鹿児島市)
沖縄	平成30年10月24日(水)	沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室(沖縄県那覇市)

総務省ホームページ「信書便事業のページ」

「信書便事業」で検索してください

→ 信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications
ご意見・ご提案 English
サイト内 関連サイト
Google カスタム 検索

総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

郵政行政

- 郵政行政
- 郵政改革
- 郵政事業
- 信書便事業
- 郵政行政消費者相談

郵政改革

郵政民営化推進本部

郵政民営化委員会

日本郵政株式会社

満期を過ぎた郵便貯金・簡易生命保険はありませんか？
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

信書便事業のページ

制度について

- 信書便制度について
- 信書制度周知用チラシ
- 動画
- 知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～
 - ナローバンド
 - ブロードバンド
 - YouTube
- 信書のガイドライン
- 信書便関連法令
 - 信書便事業分野における個人情報の保護について

事業許可申請に関すること

- 申請の手続きについて
- 信書便事業に関する申請等の手引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- 信書便年報
- 特定信書便事業の現況(平成28年度)

その他

- 信書便制度説明会の開催について
- 信書便事業者との意見交換会
- 「特定信書便マーク」について
- 信書便事業者一覧

サイトマップ | プライバシーポリシー | 当省ホームページについて

■ダイレクトメール

- 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

■その他

- 説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書)、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

より詳しく知りたい方へ

- 「信書に該当する文書に関する指針」(平成26年4月1日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集(平成27年4月21日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメントにおける御意見に対する総務省の考え方

信書便関連法令

法律

- 民間事業者による信書の送達に関する法律

政令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令

省令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則

訓令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準

告示

- 民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物
- 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
- 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款
- 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款

検査等の種類と概要

種 類	概 要
新規事業者検査	事業実績報告書により、事業開始後、初めて信書便物の引受があったと認められる者に対して実施する検査
計画検査	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正でなかった者に対して実施する検査
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時実施する検査
自主点検報告	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正であった者が、自ら点検した結果について、総務省に行う報告

近年の検査・自主点検報告で指摘した主な不正事項

不正事項	不正内容例
無認可の業務委託	<ul style="list-style-type: none">・総務省の認可を受けずに業務委託していた。・総務省の認可を受けた者とは別の者に業務委託していた。
信書便物であることの非表示	<ul style="list-style-type: none">・信書便物に信書便物であることの表示がされていなかった。・信書便物に信書便事業者の名称等が表示されていなかった。
従業員教育の未実施	従業員に対し、信書便事業に関する教育訓練が計画的に実施されていなかった。
信書便約款によらない役務提供	改正信書便法施行(平成27年12月)前の信書便約款のまま、改正後のサイズで1号役務を提供していた。
標準信書便約款の不正適用	一般貨物自動車運送事業者または貨物軽自動車運送事業者でないのに、標準信書便約款を適用していた。

標準信書便約款の適用の注意点

標準信書便約款を適用できる信書便事業者

- 標準信書便約款を適用できるのは、次のいずれかに該当する信書便事業者のみ。
 - (1) 一般貨物自動車運送事業者の許可を受けた者であって、信書便物の送達を一般貨物自動車で行う場合
⇒「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の約款を定めれば、認可手続は不要。
 - (2) 貨物軽自動車運送事業者として届出を行った者であって、信書便物の送達を貨物軽自動車で行う場合
⇒「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の約款を定めれば、認可手続は不要。
- ※① 信書便事業者自らが(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要(業務の委託先が要件を満たしていても適用できない)。
- ※② 事業協同組合等の団体の場合は、当該事業協同組合等の設立認可だけでは適用できない。
- ※③ (1)の許可を受けた者又は(2)の届出を行った者であっても、信書便物の送達を一般貨物自動車又は貨物軽自動車で行わないのであれば、適用できない。
- ※④ 信書便物の送達を一般貨物自動車と貨物軽自動車の双方で行う場合は、双方の標準約款と同一の約款を定めることが必要。
- ※⑤ 事業者ごとの異なる記述が認められている一部の箇所を除き、一言一句、同一の内容とすることが必要(同一内容としないのであれば、認可手続が必要)。

運送約款との関係

- 標準信書便約款だけではなく、貨物自動車運送事業法に基づく以下の標準運送約款と同一の運送約款を定めることが必要。これにより、約款については、信書便約款と運送約款のいずれも認可等手続が不要となる。
 - (1)「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の信書便約款を定める場合
⇒標準一般貨物自動車特定信書便運送約款(平成27年国土交通省告示第1063号)
※ 告示名を除き、「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一内容
 - (2)「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の信書便約款を定める場合
⇒標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号)
※ 告示名を除き、「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一内容

ご清聴ありがとうございました。